

令和7年3月25日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	水 谷 繁 樹
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下 里 真理子
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	飯 塚 義 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 号 令和 7 年度弥富市一般会計予算
日程第 3	議案第 2 号 令和 7 年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 4	議案第 3 号 令和 7 年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 5	議案第 4 号 令和 7 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 5 号 令和 7 年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 6 号 令和 7 年度弥富市下水道事業会計予算
日程第 8	議案第 9 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 9	議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第10	議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第12	議案第13号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第14号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第14	議案第15号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第16号 弥富市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第16	議案第17号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

- 日程第17 議案第18号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を
定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 市道の認定について
- 日程第22 議案第23号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第23 議案第24号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第25号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議案第26号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
（追加日程）
- 日程第26 議案第27号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第27 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第28 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第29 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第30 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と加藤明由議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 令和 7 年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 令和 7 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 令和 7 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 令和 7 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 令和 7 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 令和 7 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 2、議案第 1 号から日程第 7、議案第 6 号まで、以上 6 件を一括議題といたします。

本案 6 件に関し、審査の経過と結果の報告を予算決算委員長に求めます。

早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第 1 号令和 7 年度弥富市一般会計予算についてはじめ 6 件です。

本委員会は、去る 3 月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の当初予算について、議案第 1 号令和 7 年度弥富市一般会計予算及び議案第 2 号令和 7 年度弥富市土地取得特別会計予算、以上 2 件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第 1 号について、キャッシュレス決済の対象となるクレジットカード、電子マネー、QRコードの種類はとの質問に、市側より、キャッシュレス決済の決済種類はVISA、Mastercard、JCB等のクレジットカード7種類、Suica、manaca等の電子マネー12種類、PayPay、auPAY等のQRコード決済53種類の合計72種類の予定ですとの答弁がありました。

また、通告にて、議案第 1 号について、まちの仕組みの実践的体験学習業務とは何かとの質問に、市側より、小学生が様々な社会の仕組みを理解しながら主体性を育むことを目的とした体験活動の機会を創出し、その企画・運営の一部を大学生が担うことにより、互いの資源が有効に活用できるとともに、次世代を担う子供たちに高い満足度をもたらすことができ

る新たな取組ですとの答弁がありました。

次に、建設部所管の当初予算について、議案第1号令和7年度弥富市一般会計予算及び議案第6号令和7年度弥富市下水道事業会計予算、以上2件を審査いたしました。

委員から通告にて、一般会計（歳出）目的別について、土木費が前年度比122.4%となった主な要因はとの質問に、市側より、令和6年度の自由通路整備事業は令和5年度予算から繰越明許された予算で実施したため、令和6年度予算はゼロだったが、令和7年度予算には1億9,976万円計上したことと、道路改良事業のうち舗装工事請負費が令和6年度当初予算に比べ、1億2,180万円増額したためですとの答弁がありました。

また、通告にて、空家除却費補助金120万円について、空き家は市内でも増加傾向にあるが、何件分を見込んでいるかとの質問に、市側より、これまでの実績等に基づき6件分を見込んでいますとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の当初予算について、議案第1号令和7年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員からの通告にて、地域づくり補助金について、2つのコースでそれぞれ何件を見込んでいるのかとの質問に、市側より、市民提案型地域貢献コースは30件、行政提案型課題解決コースは3件程度と考えていますとの答弁がありました。

また、通告にて、ファミリーシップ宣誓制度は、法的な効力が生じるわけではなくとも、結婚に相当するとされていることから、そのパートナーは結婚新生活支援補助金を利用できるかとの質問に、市側より、結婚新生活支援補助金の補助対象世帯には、弥富市ファミリーシップ宣誓制度及びこれに類する届出者も含むため利用できますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の当初予算について、議案第1号令和7年度弥富市一般会計予算及び議案第3号令和7年度弥富市国民健康保険特別会計予算から、議案第5号令和7年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第1号出産・子育て応援給付金、妊婦支援給付金について現行の出産・子育て応援支援事業の出産応援ギフト5万円と子育て応援ギフト5万円は、交付タイミングなどどう変更されるのかとの質問に市側より妊婦のための支援給付1回目は妊娠届を提出された方へ5万円、同支援給付2回目は流産、死産を含めた胎児の数に応じて妊婦に5万円を給付するもので、本市では、1回目の給付は現在の出産応援ギフトと同様に母子健康手帳交付時に、2回目の給付は赤ちゃん訪問時に制度を御案内しその後給付します。また、給付方法は現金給付から妊婦の口座への振込に変更となりますとの答弁がありました。

次に、教育部所管の当初予算について、議案第1号令和7年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、中央公民館管理運営事業、公民館修繕等工事請負費について、改修工

事は6月から12月の予定となっているが、利用再開は1月からとなり、工事期間がTKEスポーツセンター第2アリーナと重ならないようにするのかとの質問に、市側より、公民館の特定天井撤去改修工事は令和7年6月から12月末までの予定で、利用再開は令和8年1月である。また、TKEスポーツセンター第2アリーナ特定天井撤去改修工事は令和8年1月から6月までの予定であり、工事期間が重ならないよう調整していますとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、弥富まちなか交流館リニューアル改修工事請負費について、スケジュール予定はどうなっているのかとの質問に、市側より、令和7年4月から5月末に工事入札を実施し、令和7年6月議会の最終日に工事契約の議案を提出予定で、その後令和8年3月まで工事を実施し、4月は準備期間となり、令和8年5月よりリニューアルオープンする予定ですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第1号については、一般会計予算において自由通路事業の予算が2億円ほど入っている。学校の設計委託の予算も入っており、大幅な見直しを求めるが、そうした調整がない中で予算を執行することに対して賛同することができない。議案第3号について、国民健康保険においては、所得の少ない方や病気になりがちな方が集められている中で、負担割合自体を大幅に見直さなければ、際限なく負担が増えていく状況になっている。議案第4号及び議案第5号について、後期高齢者医療制度あるいは介護保険制度において、この制度も負担割合を変えていかなければ、現状の負担が重過ぎるので、考えていく時期に来ている。議案第6号について、下水道事業においてはまだまだ整備していくという状況であり、今後は点検や補修もかかってくるので、下水道を整備すればするほど負担が重くなっていくとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第1号は賛成多数により原案を了承、議案第2号は全員賛成で原案を了承、議案第3号から議案第6号まで、以上4件は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

討論される方は、努めて簡明にお願いいたします。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第1号令和7年度弥富市一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

歳入では、根幹をなす市税が大規模倉庫などの新築等による固定資産税等の増加により、令和7年度予算においては前年度対比6億8,367万3,000円、7.8%の増と見込まれました。一方、歳出では、扶助費をはじめとする義務的経費が前年度比9%の増、投資的経費では29.9%の増となり、金額としては合計12億4,651万6,000円の増額が見込まれました。

歳入は増加しているものの、この義務的経費等の増加による厳しい財政状況において、昨年総務部長から出された予算編成方針及び予算編成要領に基づき、担当が殊に試行錯誤を重ね、予算編成作業が行われておりました。その苦心の成果が予算案として今議会に提出されております。職員の皆さんは大変予算編成に御苦勞されたかと思います。お疲れさまでございました。

とはいえ、この予算案には唯一残念な点がございます。小・中学校体育館の空調設備関連の事業費が盛り込まれていないことであります。令和6年11月29日付で、文部科学省から避難所となる学校体育館の空調設備の整備の加速化についてという事務連絡が発出されました。国は、子供たちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し、対災害性の向上を図る必要があり、さらなる設置促進が必要な状況であると課題整理をいたしております。

近隣自治体の空調設備の設置状況といいますと、津島市は全小・中学校にスポットエアコンの設置を済ませ、愛西市では4つの中学校で空調設備の整備が済んでおります。また、蟹江町の2つの中学校と飛島村の小中一貫校、大治町の全小・中学校では、令和7年度に設置工事を予算計上しております。県内では、岩倉市や高浜市をはじめ県内18団体が令和7年度当初予算にこの空調設備関連の事業費を予算計上いたしました。

今後、弥富市と近隣自治体との間で学校施設における格差が生じてまいります。市内の学校に通う子供たちに、そのようなさみしい思いをさせてはなりません。本予算案に空調設備の事業費を盛り込まれないとすると、近隣市町村よりも空調設備の設置が2年以上遅れることとなります。今議会の市の答弁では、他の大型事業等との優先順位を精査しながら進めると、具体的な整備スケジュールすら示されませんでした。国の補助金が令和15年度までとなっていることから、市は早急に整備スケジュールを策定し、児童・生徒や市民に示されるべきであります。

予算編成要領の基本的事項には、J R・名鉄弥富駅自由通路整備事業、今後予定されている大型事業や人件費等の義務的経費の増加など本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり人口減少、少子高齢化や経済構造の変化等による新たな行政需要に的確に対応するため市民ニーズに合わない事業や事業効果のない事業について廃止、縮小などの見直しを積極的に行い限られた財源を真に必要な行政サービスに効果的に活用していくこととすると記されてもいます。J R・名鉄自由通路整備事業や今後予定されている大型事業が本市の財政を逼迫

させているのであれば予算編成方針にあるように既存事業等について再度選択と集中に取り組んでいただき優先順位を再検討し、事業の見直しを図る必要があるのではないのでしょうか。

例えば、本予算に計上されている弥富まちなか交流館リニューアル工事であります。この事業の工事費は約8億2,000万と計上されております。弥富まちなか交流館は約6億4,000万円で長寿命化工事のみを行って、魅力向上のための経費約1億8,000万のリニューアル工事分は、この厳しい財政状況が一旦回復するまでの間、延長するべきではないかと考えます。この魅力向上のための工事費1億8,000万で、弥富中学校と北中学校の2校の体育館の空調設備を整備することは可能であると考えております。

現在の図書館は、長寿命化工事のみでも市民の皆さんの不便にはならない、十分に利用ができます。しかし、学校体育館の空調設備については、設置するとしないとでは、学校生活や防災面をはじめ市民サービスに雲泥の差が生じてしまいます。これこそが選択と集中だと私は考えます。以上のことから、本予算案には学校体育館の空調設備の整備費が計上されておらないことから、非常に残念ではありますけれども、賛成することはできません。

以上で私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第1号令和7年度弥富市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

4点申し上げます。

まず1点目、市税が6億8,000万円も増えたのに、8億2,000万円を基金から繰り入れないと予算が組めなかったこと。

2点目、市債を頼った予算編成です。令和7年度で12億8,000万円の新たな起債、要は借金を重ねるということです。既に約150億円の市債残高があります。金利は確実に上がってきていますし、今後も上がっていくだろうと言われています。例えば1%金利が上がれば、1億5,000万円毎年金利が増えるということです。

3点目、もともと費用対効果がないと言ってきた弥富駅自由通路事業ですけれども、これをそのまま進めてしまっていることです。せめて橋上駅をやめて地平の駅に変更すれば、半額になると思います。

4点目、統合校の建設地についても多くの疑問の声があります。私も適切な判断だとは思えません。

以上、4点の反対理由を述べましたが、私と加藤明由議員が市民生活に大切な一般会計予算に反対ばかりしているという批判があるようですけれども、この駅問題、学校問題に対してはぜひ反対してほしい、何とかしてほしいという市民の声を託されております。議会は、市長、執行部を監視する二元代表制の下、議員として、加藤明由議員とも協力して十分調査、



検討しましたが、それを踏まえて市民の声を代弁させていただきました。市長、執行部の皆様には、そういう市民の声にも耳を傾けていただき、次の予算編成に生かしていただくことをお願いして、反対討論とします。

次に議案第6号令和7年度弥富市下水道事業会計予算について反対の立場で討論します。

結論からいえば、公共下水道について、これ以上の新規建設は凍結すべきであり、これを何度も訴えているのですが、大幅な建設費が計上されている下水道予算に反対します。

その理由なのですが、当然採算性です。平成12年に浄化槽法改正により、新設浄化槽は合併浄化槽とすることが義務づけられました。それ以降に新築された住宅は合併浄化槽が設置されています。この合併浄化槽の本体工事費は数十万円です。これに対して、公共下水道の建設費は、愛知県の最終処分場と弥富市が担当する、いわゆる道路の中に埋める工事ですね、これが1世帯当たりで100万円を軽く超えてしまって、どう考えても永遠に採算が合いません。これが下水道の抱える経済的な理由です。これが市の財政に深刻な影響を与えます。最初の建設費については半分近く補助金が入りますが、管渠が劣化し、寿命が来たときの更新については、基本的に補助金なしで市で直さなきゃならないんですが、利用料収入では到底賄えないので、一般財源からの繰入れに頼ることになります。

これが岩倉市や、最近だと蟹江町は、市街化区域の土地に対して都市計画税という目的税があります。ですので、下水道の赤字は都市計画税で補填しているので、他の事業へしわ寄せはありません。念のため言っておくと、蟹江町が都市計画税をどう使うか、ちょっとごめんなさい、確認していませんが、岩倉市は都市計画税で下水道への繰入金、あそこも五、六億円繰り入れているんですが、あります。

弥富市には都市計画税がありませんので、いわゆる一般財源でこの赤字、毎年5億円前後を負担していかなければならない。当然、他の事業、福祉にしわが寄ります。さらに、下水道会計では既に市債残高が90億円ありますから、これも1%金利が上がれば、やはり毎年1億円の負担が増える、そういう時代になってきています。

最後に、液状化の問題です。去年の能登半島地震で相当被害が出ていることは皆さんも御存じだと思いますが、全域液状化する弥富市では下水道管が相当な被害が出ます。という理由で下水道の新規建設はストップすべきであり、それが入っているこの下水道特別会計に反対する反対討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第1号及び議案第3号から6号の反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第1号令和7年度弥富市一般会計予算ですが、ファミリーシップ宣誓制度の導入や、弥富市の公立保育所でもようやく土曜日午後の保育が1か所、南部保育所で始まる予

算、あるいはデマンド交通の実証実験が大きく改善された形でのことで考えられておりまして、その部分に対しては賛同できます。しかしながら、ＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路事業には約２億円、今後の見通しでも５年間、１年当たり１０億円規模での支払いが生じてきます。防災面では、排水機の更新は進めるべきでありますけれども、今後新たに弥富インターに緊急避難場所が造られるとはいえ、その規模は５０人のみのものであったり、またその後の避難後の対応すら考えられていない状況です。

今後の弥富市において必要なのは、緊急避難場所です。助かった命を救助までつなぐ視点であり、まず学校や保育所において水や食料などの不足するため、備えを強化するような提起を行っておりまして、また能登の珠洲市や輪島市などの教訓を得ても、やはり危機感がなく、他力本願、国任せになっている姿勢を改めるべきであります。

災害に強いまちには程遠く、海拔マイナスの地域にありながら、今後造っていく公共施設ですら海拔ゼロ以上にしていこうとの方針すら立てず、４つの小学校の統合校である新しい学校のよつば小学校ですらマイナス１．９メートルの地盤に持ってくるという始末で、さらには、この予算の中にもよつば小学校の設計委託料が１，０００万円ほど入っておりますけれども、かさ上げを僅か５０センチという全然効果のない設計となっており、海拔ゼロメートル以上に上げようという気配すらありません。今、現時点がこの小学校の安全性を担保できる最後のチャンスであるにもかかわらず、全く危機意識が欠落している姿勢です。このままでは賛同などできません。少なくとも大幅に設計変更をし、１階床部分は海拔ゼロメートル以上に持ってくるべきです。

また、議案第３号、国民健康保険特別会計の予算については、今の国保会計は収入の多い加入者が減っており、平成２０年頃には１万１，９００件ほどあった加入者が令和元年には８，４００件ほどに激減し、所得５０１万円以上の世帯が１４％から５．６％へ減少している。逆に３５万円以下の世帯は２０％から３４％に急増していると。６５歳以上の高齢者の割合も、３２％から４５％と激増している状況です。要するに加入者は減る所得の多い人はなくなる、高齢者割合が増え続け、医療費が上がる。このような状況の下で今どんどんと値上がりし続けているのが現状であり限界を迎えています。一部では仕方ないという意見もありますが、実際にはそうではなく抜本的な制度改正とともに公費の大幅な投入を行うなど大本から制度の見直しが必要です。

介護、後期高齢者の特別会計である議案第４号から５号についても、高い保険料に加え、窓口負担も２倍、３倍に膨れ上がっており、市民、国民の負担は限界に来ております。国民健康保険制度同様、制度そのものの抜本的な見直しが必要です。

議案第６号の下水道事業については、一般会計からの繰入れが５億規模の多額となっており、今後も未来永続的に必要になる状況であります。新規事業は、合併浄化槽の切替えなどさらなる大胆な見直しが必要であり、また最近では道路陥没で注目を浴びておりますけれど

も、老朽管の点検や補修などが必要になってきます。そういう中でも、やはり今後この合併浄化槽への切替えをやはり計画しながら、予算の縮減に努めていくべきだと考えて、この第6号についても反対とさせていただきます。

以上、一括して反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 8 議案第 9 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 9 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第10 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 弥富市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 市道の認定について
- 日程第22 議案第23号 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第23 議案第24号 令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第24 議案第25号 令和 6 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第25 議案第26号 令和 7 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 8、議案第 9 号から日程第25、議案第26号まで、以上 18件を一括議題といたします。

本案18件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第 9 号情報

通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてははじめ9件です。

本委員会は、去る3月14日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第9号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから議案第15号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、議案第21号弥富市道路占用料条例の一部改正について及び議案第22号市道の認定についてまで、以上9件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第21号について、占用料の徴収金額は幾らか、どれくらいの増収額となるのかとの質問に、市側より、令和6年度の当初時点で約1,970万円、令和7年度当初についてもそれと同様の占用物件であった場合、30万円ほど増額し、約2,000万円になると答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第12号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正については、国の人事院勧告に倣った中で、子に係る扶養手当の支給額が引き上げられることは歓迎だが、配偶者に係る扶養手当6,500円が令和8年度にはゼロ円になる。子に係る扶養手当は1万円から令和8年度には1万3,000円になるが、子供1人の家庭では家庭全体の扶養手当がマイナス3,500円になり、夫婦のみの家族では6,500円なくなる。期末手当の支給額を算出する際の計算式にも扶養手当が入っており、大きな減額になる。配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止の部分に賛成できかねるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第9号から議案第11号までの3件については全員賛成で原案を了承、議案第12号については賛成多数により原案を了承、議案第13号から議案第15号、議案第21号及び議案第25号の5件については全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第16号弥富市犯罪被害者等支援条例の制定についてははじめ5件です。

本委員会は、去る3月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第16号弥富市犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第20号弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正についてまで、以上5件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第16号について、他自治体の犯罪被害者等支援条例には、経済的負担の軽減以外に日常生活の支援や安全の確保、居住の安定などを盛り込んでいるところがあるが、本市の条例ではなぜ盛り込まなかったのかとの質問に、市側より、被害者や御遺族の置かれている状況などは時間の経過とともに変化し、必要となる支援や制度も変わり、制度ごとに適用要件等も異なる。また、他機関等で行っている支援や制度もあることから、適切な担当課、関係機関等へつないでいくことを想定していたので、本条例には含めていないとの答弁がありました。

また、委員から、経済的負担の軽減ということで、助成金や寄附金を支給要綱を基に支給するということだが、これは県の条例に対する上乘せという意味の解釈でよいかとの質問に、市側より、委員のお見込みどおりとの答弁がありました。

また、他の委員より、ここでいう犯罪とは、心身に影響を及ぼす有害な影響防止行為というものは含まれるのかとの質問に、市側より、心身に影響を受けた場合についても含まれるとの答弁がありました。

また、委員から、犯罪被害者の通学や住居等について、市は丁寧に対応していく必要があると思うが、対応するのかとの質問に、市側より、愛知県犯罪被害者等支援条例第11条にも定められているが、心身の受けた影響からの回復支援については、犯罪等により犯罪被害者等がASDやPTSD、鬱病など心身への深刻な影響を受けることで社会生活機能が阻害される可能性もあることから、個々の事情に応じて在宅福祉サービスに上げる様々なプランを利用して連携を図る。また、住居の安定については、愛知県犯罪被害者等支援条例第13条に定められているが、本市には市営住宅がないので、県条例に基づき協力を連携し、犯罪被害者等の居住の安定を図るとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第17号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第18号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、現在事業所が存在しないから、規制緩和をどんどんしていくのは保育の質を下げることにつながるので、その部分においては公立公的な機関で保育していくのが当然だという立場から賛同できないとの反対討論があり、現在事業所が存在しないが、いつ本市にできるかも分からないし、この規制を緩和していくことは、市民のためにはサービスの拡大

にもなってくると思われるとの賛成討論がありました。

議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、社会保険は労使折半という形で値上げにつなげているが、国保に関しては、国からのお金も削られた状況の中で、青天井に毎年上がっていくような状況になっているため、国保制度そのものも改正しないと本当に負担の限界に来ており、賛同できないとの反対討論があり、非常に負担が大きいという点では早く改善を望みたいが、やむを得ないとの賛成討論がありました。

議案第20号弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正については、本市では人的な困難はないのに基準緩和をして、今後質が担保できないという状況になるといけないため、賛同できないとの反対討論があり、適正にこの包括支援がされること及び人を支援するということは、支援する人が安定していることはとても大事であるので、市の姿勢としてきっちりと守り抜いていく必要があるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案を了承、議案第17号から議案第20号まで、以上4件は賛成多数で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第23号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）はじめ4件です。

本委員会は、去る3月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第23号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）及び議案第26号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、議案第23号について、第1表 歳入歳出補正予算、12款地方交付税1億8,704万2,000円の増額補正についての説明をとの質問に、市側より、普通交付税の増額補正については、国税収入の決算等に伴い、国の令和6年度補正予算（第1号）において地方交付税が増額されたこと、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じたこと等により、令和6年12月24日に普通交付税の追加交付が決定されたからですとの答弁がありました。

また、通告にて、議案第26号について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におい

て交付金の総額はとの質問に、市側より、本市へは低所得世帯支援枠等で1億5,618万5,000円、推奨事業メニュー分で7,837万円、合計2億3,455万5,000円の交付限度額が示されていますとの答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算について、議案第23号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）を審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、議案第23号について、商工振興事務事業、飲食店等創業支援金において、予算額1,000万円に対して700万円の減額補正であり、執行率30%になる。1店舗当たり50万円の支援金で20店舗分を予算計上されたと思うが、効果がない。1店舗当たりの補助額が少ないのではないかととの質問に、市側より、令和6年度は1年目であり、市内に飲食店を多く開業してほしいとの思いから20店舗分の予算を計上した。補助額については次年度も同額としてさらに周知に努め、事業者の方々の御意見を拝聴していきたいとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の補正予算について、議案第23号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）及び議案第26号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、議案第23号について、協働のまちづくり推進事業のコミュニティ推進協議会補助金630万円の減額補正は、当初予算に対して執行率は約50%近くになると思うが、内容について問うとの質問に、市側より、体育祭、夏祭り・盆踊り大会、防災訓練などの事業またはこれに類似する事業を行う想定で予算を積算していたが、コロナなど節目に全学区で体育大会、2地区で盆踊りが開催されず、またごみゼロ、一斉清掃等において、予算額と実績報告額との乖離が大きな事業もあり、減額補正額が大きくなったものですとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の補正予算について、議案第23号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）、議案第24号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）及び議案第25号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）、以上3件を審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、議案第23号について、健康増進事業のオーラルフレイル対策報償費が当初予算258万8,000円から大幅な減額補正になっているが、その理由はとの質問に、市側より、当初予算で舌圧測定器16台分のオーラルフレイル対策報償費を確保したが、一般競争入札の結果に基づき執行し、不要分を減額したものですと答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第23号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）及び議案第26号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査

いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、議案第23号について、社会教育施設整備事業債 2 億5,330万円の減額補正の要因を問うとの質問に、市側より、令和 6 年度の予算が確定した後、工事の使用する部材の単価について見直しを行った。また、入札時の落札率が低かったためですとの答弁がありました。

また、委員から、議案第26号について、小学校費、臨時学校給食費補助金804万円と計上してあるが、積算内訳は。同じく、中学校費、臨時学校給食費補助金452万4,000円と計上してあるが、積算内訳はとの質問に、市側より、小学校費、臨時学校給食費補助金の積算内訳について、補助金額は1食当たり20円で、年間の給食回数を200回、令和 7 年度の小学校児童数を2,010人として積算し、804万円とした。また、中学校費、臨時学校給食費補助金の積算内訳についても、補助金額は1食当たり20円で、年間給食回数を200回、令和 7 年度の中学校生徒数を1,131人として積算し、452万4,000円としましたとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第23号から議案第26号まで、以上 4 件については全員賛成で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、順次発言を許します。

まず、板倉克典議員。

○6 番（板倉克典君） 6 番 板倉克典です。

議案第12号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

一般職の職員の配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の支給額を引き上げるという部分に関して、国の人事院勧告に倣った中で、子に係る扶養手当の支給額が引き上げられることは歓迎しますが、配偶者に係る扶養手当6,500円が令和 9 年度にはゼロ円となります。子に係る扶養手当は1万円から令和 9 年度には1万3,000円になりますが、子供 1 人の家庭では家族全体の手当がマイナス3,500円になります。夫婦のみの家庭では6,500円はなくなります。配偶者に係る扶養手当のこの廃止は、女性が活躍し、就労に至るであろうという国の考えで進んでいますが、扶養手当を減らしたり、なくすことではなく、男女が苦勞しながらも家庭を維持し、労働できる環境を整備していくことが優先だと考えます。期末手当

を算出する計算式にも扶養手当が入っていますので、扶養手当減額の跳ね返し分として期末手当も減額になります。というところで、配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止の部分に賛成できかねます。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第16号弥富市犯罪被害者等支援条例の制定について、賛成の立場で討論します。

本条例の制定により、犯罪被害者等支援事業として、殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族または重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、最大30万円、また10万円または2万5,000円の支援金については、既に他都市でも制定された事業であります。ただ単にお金を渡して済むという問題ではありません。

3点の意見を述べます。

1点目、条例第4条で、市の責務として、関係機関と連携し、犯罪被害者等支援に関する政策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されています。市役所のあらゆる部や課、窓口がこの基本理念にのっとり、きめ細かく被害者の立場に立った支援を積極的にしていたいただきたいことが1点目です。

2点目、犯罪被害者等相談窓口については既に市民協働課に設けられているとのことですが、この条例を制定した以上、より積極的な相談を行っていただきたいと思います。というのが2点目です。

3点目、そのためには法律に精通した職員が必要です。職員自らが関係法令の研さんを積むことも必要ですが、弁護士のバックアップ体制を充実させること。例えば明石市は、市民相談の部署に弁護士資格を持った職員を、いわゆる正規職員として課長待遇で採用しています。もちろん常勤、そして課の中で一体として動くことによって、他の行政職員への法律的な助言、指導ができていますので、とてもいい制度です。これは昨年、厚生文教委員会の視察の結果でございます。これは市役所の窓口では、被害者犯罪等窓口、今回だけじゃなくて、子供にしても障がいにしても高齢化にしても、様々な相談対応が法的に高度化、複雑化しているのは皆さんも御存じのとおりです。顧問弁護士には契約がしてありますが、時間的な問題であったり、結局は外部で、市役所の内部の状況が分からない状態での相談ということになってしまいますので、やはりこの明石市がやったような市の職員として弁護士資格を持った職員を採用するというのは検討に値すると思います。

以上、経済的支援だけでなく、情報提供、住居の確保等の支援を総合的に進めること、そして、相談窓口の充実を要望して賛成討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第17号から20号について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第17号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、また議案第18号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますけれども、弥富市には、家庭的保育などの該当する事業所というのは、現在弥富市にないということでございます。しかしながら、今後参入の可能性もある状況です。重要なのは、企業が参入しやすくするための規制緩和ではなく、いかにしてリスクをなくし、安全を担保するか、安心した保育環境の質を担保できるかというところではないでしょうか。そういう中で、何でも規制緩和して企業が入りやすくする、その分リスクが上がってしまう。それでは、やはりこの保育環境の質というのは担保できないと思います。よって、この議案については賛同できません。

議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正でございますが、この国民健康保険税のとりわけ均等割という部分が、基礎課税額でいえば3万3,000円から3万4,500円、後期高齢者支援金等の課税額でいえば1万1,000円から1万1,700円という形で、負担がさらに増税されるということでございます。さきの予算案でも討論させていただいたように、加入者は比較的経済的弱者及び病気になりやすい方々が集められ、本来であれば国の社会保障という観点から、受益者負担というよりも国の負担割合を増やし、加入者、国民の税負担を下げるべきではないでしょうか。そうならない限り、今際限なく青天井で負担が上がり、既に支払えなくなっている。負担の限界にきています。抜本的な制度の改善を要求します。

議案第20号弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正については、現状の包括支援センターにて、現行でも人員の確保ができていますということでございます。しかし、それにもかかわらず、わざわざ規制緩和を行って、非正規職員への移行などの足がかりとなるような規制緩和を行う必要はなく、むしろ専門職として知識や対応の蓄積あるいは研さんなど、しっかりと常勤という中での安心した運用が継続できるような体制の整備を保障すべきだという立場で反対とさせていただきます。

以上、一括して反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第9号から議案第11号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第11号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号から議案第16号まで、以上4件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第16号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

議案第17号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号から議案第26号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第26号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

本日、安藤市長より議案第27号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第27号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第26、議案第27号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第27号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度に実施しました定額減税調整給付に不足が生じる方に対し、追加で不足額を給付するための関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第27号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億4,430万7,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,950万円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、価格高騰重点支援給付金給付事業（低所得世帯支援枠等）の価格高騰重点支援給付金8,750万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第27号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程を追加して、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第27、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行います。

本市の組合議会議員の議員数は3名で、市議会議員の被選挙権を有する者から選出するものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部地区水防事務組合議会議員に、那須英二議員、加藤克之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選をされました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、海部地区水防事務組合規約第6条ただし書の規定による組合議会議員について、市長から黒宮剛さんの推薦がございました。

お諮りをいたします。

海部地区水防事務組合規約第6条ただし書の規定による組合議会議員につきましては、市長の推薦のとおり、黒宮剛さんを海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、黒宮剛さんが海部地区水防事務組合規約第6条ただし書の規定による組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました黒宮剛さんには、会議規則第32条第2項の規定により文書をもって当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第28、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行いま

す。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部地区急病診療所組合議会議員に、高橋八重典議員、柴田英里議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第29、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部南部広域事務組合議会議員に、江崎貴大議員、小久保照枝議員、平居ゆかり議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第30、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに厚生文教委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長並びに厚生文教委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長並びに厚生文教委員長の申出どおりに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 那 須 英 二

同 議員 加 藤 明 由